

館山市ワーケーション推進業務委託仕様書

1. 業務名

館山市ワーケーション推進業務委託

2. 概要

本市は、東京の中心部から100km圏内にあり、良好な交通アクセスに加え、都心から比較的近い立地条件でありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれ、多様なアクティビティを体験することができます。

都心部の住民にとって仕事と余暇を両立させながら暮らすことが可能な地域であり、ワーケーションの拠点として、2拠点・多拠点居住地として、さらには移住先として、高いポテンシャルを備えています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけとして働き方が見直され、自宅からオンラインで働くテレワークや、自宅とは異なる環境で余暇と仕事を両立させながら働くワーケーションが急速に普及しており、この傾向は、今後も続くものと考えられます。

これらのことから、本市では、まちぐるみでワーケーションを推進し、地域経済の活性化を図るとともに、将来的な移住・定住人口の増加、さらには企業誘致の実現を目指します。

3. 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大の先行きが不透明な中、これを逆手にとり、「まちぐるみでワーケーションの推進」をうたい文句に、市内ワーケーション可能施設のネットワークづくり及び来訪者の利用促進を図る。また、ワーケーション利用者が、短期滞在から長期滞在へ、あるいは2地域居住、移住・定住へと繋がるようワーケーション推進事業者を支援することを目的とする。

4. 業務の内容

(1) 本業務の受託者は、以下に定める業務を実施すること。

①WEB 宣伝ツールの制作

都心の企業等に向けてPRできるようなWEB宣伝ツールの制作

②プロモーションムービーの制作

概要及び業務の目的に沿った動画（プロモーションムービー）の制作

・オープニングからエンディングまで5分程度の動画とする。

③シンボルマークデザインの作成

「館山市では、まちぐるみでワーケーションを推進しています」のイメージが、一目でわかるようなシンボルマークデザインの作成

④ステッカー（シンボルマーク）の制作

館山市内でワーケーションを推進する事業者を募集し、参加事業者に対してステッカーを配布するため、シンボルマークの入ったステッカーを制作する。

※上記の動画コンテンツ等は、本市及び地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）が推進するワーケーション事業をイメージし、業務実施の際は、担当者及び地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）と協議を行うこと。

(2) 成果品は次のとおりとする。

- ・実績報告書
- ・①WEB宣伝ツールの制作 一式
- ・②プロモーションムービー 一式
- ・③シンボルマークデザイン 一式
- ・④ステッカー（シンボルマーク） 100枚

※実績報告書及び動画コンテンツ等は、電子データを格納したDVD-ROM2枚

5. 納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山 1564-1）

期限：令和4年3月31日

6. 留意事項

(1) 一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本市の指示に従うこと。
- ・委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他には漏らしてはならない。

(2) 業務体制

- ・あらかじめ本市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・制作作業にあたっては、委託業務を総括し、本市からの指示を受ける窓口として制作

責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

- ・編集内容の最終決定までには、動画の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

(3) 著作権等

- ・納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権は、全て本市に帰属する。また、成果品は、本市が上映やホームページ等の掲載に随時使用を行えるものとする。
- ・収録するデータについては、秘匿情報が含まれていないか、情報ソースの信頼性、著作権侵害や個人情報漏洩等の恐れがないか、また、公表・引用等十分に留意するとともに出典を確実に明記すること。

7. 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。